

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

喫煙にマナーとモラルを

環境保全課(環境センター内) ☎0587(36)3710 ID 10001214

小さな子どもや妊婦が歩きたばこで危険な目に遭ったり、不快な思いをしたりしています。喫煙者としてのマナーを守り、たばこを吸わない人への思いやりを持ちましょう。

●歩きたばこ、ポイ捨てはやめましょう

JR 稲沢駅・清洲駅、名鉄 国府宮駅・大里駅・森上駅周辺は路上喫煙禁止区域に指定されています。

歩きたばこは、近くにいる人に煙を吸わせてしまうだけでなく、たばこの火が他人に触れてやけどなどを引き起こす恐れがあり、大変危険です。火の付いたたばこを捨てれば、火災の危険もあります。

また、路上に捨てられたたばこの吸い殻は、まちの美観を損ねます。誰もが気持ちよく過ごせるまちづくりには、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

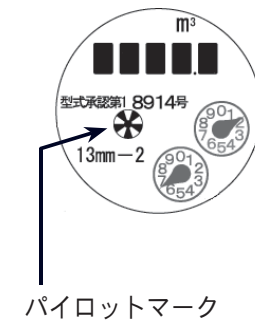
漏水していませんか

水道業務課(上下水道庁舎内) ☎0587(21)2181 ID 10001293

前回の検針に比べて急に水の使用量が増えているときは、どこかで水が漏れているかもしれません。水漏れがあつた場合、水道事業指定給水装置工事業者へ修理を申し込んでください。指定工事業者が修理をすると、水道料金が軽減される場合があります。

●水漏れのチェック方法

①家中の蛇口などを閉めて水を使っていないことを確認
②水道メーターの銀色のパイロットマークが回っていたら水が漏れています ※蛇口や配管してある壁に耳をあて「シュー」という音がしている箇所で水が漏れている可能性があります



パイロットマーク

市営プールのオープン

スポーツ課(豊田合成アリーナ(総合体育館)内) ☎0587(34)6318 ID 10001673

▼とき 7月1日(月)～8月31日(土)午前9時～午後5時(7月20日(土)までの平日は午後1時～5時) ※左表の日時は利用できません

●中学校プールの一般開放
▼とき 7月21日(日)～8月30日(金)午前9時～正午・午後1時～5時

市営プールが利用できない施設・時間

Table with 4 columns: ところ, とき, 利用できないプールの種類, 理由

民間プール 一般開放

スポーツ課(豊田合成アリーナ(総合体育館)内) ☎0587(34)6318 ID 10001448

市内2カ所のフィットネスクラブの温水プールを一般開放します。一般開放日は、スポーツ課、または市のホームページで確認してください。

▼とき ①名鉄セントラルフィットネスクラブいなす(増田北町) ☎0587(23)8275 ②スポーツクラブNAS 稲沢(西町三丁目) ☎0587(96)7000

ご利用ください 市役所出前講座

問合せ 市役所秘書広報課 ☎0587(32)1126 ID 1001393

市役所出前講座は、市民の皆さんの要望に応じて開設する講座です。皆さんが主催する集会などに、市の職員を講師として派遣します。

の10人以上で構成された団体 ▶内容 下表 ※メニューにない内容は相談してください ▶申し込み 開催しようとする日の14日前までに、申込書に記入の上、市役所秘書広報課へ(用紙は申込先、支所、市民センターにあります。市ホームページからダウンロードもできます)

市役所出前講座メニュー

Table with 3 columns listing various topics like 'やさしい新聞づくり', '進めています行政改革', '市の台所', etc.

※☆印の講座は市民病院管理課(☎0587(32)2111)、★印の講座は消防本部(☎0587(22)0119)へ申し込んでください

経済センサス基礎調査

市役所総務課 ☎0587(32)1154 ID 10002701

総務省は、6月から令和2年3月にかけて経済センサス基礎調査を実施します。

この調査は、すべての産業分野における事業所の活動状態などの基本的構造を明らかにすることにも、各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。統計



法により回答内容の秘密は厳守されますので、正確な回答をお願いします。

県介護支援専門員 実務研修受講試験

市役所高齢介護課 ☎0587(32)1292

用 400円(小学3年生以下 2年生以下:無料) ▶利用方法 水着、水泳帽子を着用。小学2年生以下の方は保護者が同伴しないと入場できません。その他、施設の規則に従ってください

▼とき 10月13日(日) ▶対象 保健・医療・福祉に関する法定資格を持ち、その資格に関する業務で合計5年以上の実務経験があり、現在の勤務地が県内にある方(現在の業務に従事していない場合は県内在住の方) ▶受付期間 6月4日(火)～7月3日(水) ▶その他 願書は、市役所高齢介護課、支所、市民センター、稲沢市社会福祉協議会、県民相談室などで配布。詳しくは、6月4日(火)から県社会福祉協議会福祉人材センター(☎052(212)5530)へお問い合わせください

コミュニティバスを利用してください

問合せ 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146

コミュニティバスの運行を継続していくため、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』見直しに係る基準を設定し、運行経費における利用者1人当たりの市負担額(下表)の基準値を1,500円としました。この基準値や利用状況を参考とし、4月から運行路線、時刻表を改正しています。

Table with 3 columns: 路線名, 利用人数, コミュニティバス運行経費における1人当たりの市負担額

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ